

総務委員会会議録

平成21年11月17日(火)

(開会)10:01

(閉会)14:30

委員長

ただ今から、総務委員会を開会いたします。「入札制度について」を議題といたします。執行部から資料が提出されていますので、補足説明を求めます。

契約課長

それでは、補足説明をいたします。お手元に配付しております「入札制度について(資料)」により、ご説明いたします。まず、資料1の「平成21年度工事契約落札率別内訳表」のご説明をいたします。資料の1ページをお願いいたします。平成21年10月入札分までの工事契約落札率別内訳表でございます。設計金額が130万円以上の工事請負契約案件について、落札率別に記載したものであります。左から落札率、市長部局における件数とその契約金額総額、一番右に上下水道局における件数とその契約金額総額を記載しております。落札率を70%未満、70%以上80%未満、80%以上90%未満といったような分類をしております。99%以上につきましては、0.3%刻みで更に細かく分類をしております。10月末までの市長部局の入札件数といたしましては104件で、契約金額の総額は14億3,263万7,850円でありまして、その平均落札率は90.36%となっております。次に、上下水道局における10月末までの入札件数は57件で、契約金額の総額は14億1,185万895円でありまして、その平均落札率は87.94%となっております。

次に、資料2の「平成21年度条件付き一般競争入札実施状況」につきましてご説明いたします。2ページをお願いいたします。市長部局における平成21年10月31日現在の条件付き一般競争入札の実施状況でございますが、左から工事名、工種等級等、予定価格、最低制限価格、落札額、落札率、申請者数、応札者数、最低制限価格応札者数、入札日を記載しております。市長部局におきましては、13件の一般競争入札を執行いたしました。その内訳といたしましては、土木一式工事が7件、建築一式工事が6件となっております。13件のうち、12件が最低制限価格に応札がなされ、11件については、くじ引きにより落札者を決定したところでございます。落札率につきましては、一番下の欄に平均として記載しておりますが、84.67%となっております。次に3ページをお願いいたします。3ページから4ページにかけましては、上下水道局の10月31日までの実施状況につきまして記載をしております。

17件の一般競争入札を執行しておりますが、その内訳といたしましては、土木一式工事が14件、建築一式工事が1件、機械器具設置工事が2件となっております。17件のうち16件が最低制限価格に応札がなされ、くじ引きにより落札者を決定しているところでございます。平均の落札率は83.26%となっております。以上、簡単ではございますが、補足説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、ただ今の資料および補足説明を含め、全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

川上委員

おはようございます。日本共産党の川上直喜です。総務委員会で入札制度改革について調査を始めて随分なるわけですけれども、この間に小規模工事希望者登録制度についていろいろ質問も、本市においても導入を目指して調査検討してはいかがか、とお尋ねしたところ、調査検討したいという答弁がこの間、ございました。その後、それがどういうふうになっているか、お尋ねをいたします。

契約課長

小規模契約の関係でございますけれども、以前にもご答弁申し上げました、調査をするという事で申し上げましたけれども、県内で委託、それから工事、修繕等々を全て小規模契約の登録をしているところが大野城市でございましたので、大野城市のほうに直接参りまして状況等をお訪ねしてまいったところでございます。内容的には、平成19年、それから20年度の事業者、それから契約件数等をお聞きしてきておりますけれども、業者数については二十数社登録がなされておるような状況で、実際の工事案件等、工事の契約、委託も含めてですけれども、実績については、これも件数的には、平成20年度で15件、19年度で9件というような実績の報告を受けております。それで、一つ担当者のほうから言われてあったことは、どうしても偏った業種と申しますか、委託なり、そういった部分で業者さんにちょっと偏るところがあるかなというところでお話をされておりました。なかなか広がりが出てこないというところもお話をされておりました。金額的に低いところもございまして、やはり原課において、例えば工事原課において、安心の意味かもわかりませんが、どうしても指名業者のほうにそういう依頼を出す、発注をかける傾向にあるから、もっとPRというか、周知をすべきところがあるなというふうな説明を受けたところでございます。本市においても、大野城の1市だけ参ったわけですが、ほかのところの自治体においても、そういった調査をして進めてまいりたい、そのように考えております。

川上委員

制度そのものについていろいろ工夫するところが各地であると思えますし、それから本市には本市の形もありますので、本市の形に合った工夫、努力も必要だろうと思うんですけれども、よく調査検討進めていただきたいと思えます。同時にですね、私が思いますのは、中小業者、中小零細業者と言っていいと思うんですが、このための制度を工夫するという事と同時に、発注量を増やしていくということも必要だと思うんですね。そこで、例えばこの間、規模の大きな入札としては鯉田工業団地があったんですね。造成工事があったんですが、私が関心を持っておるのは、下請業者に市内からどれくらい入っているのかということなんですね。本市としてはこういう場合、市内の下請を使ってくださいというのは、元請にどのように伝えているのか、お尋ねをしたいと思います。

契約課長

それぞれの工事において仕様書なり特記仕様書というものがあるかと思えますけれども、その中で例えば、どうしても市外業者に工事を求めた場合、そういった部分においては特に、市内業者でできるものについては市内の下請にというような形で特記仕様のものの中で、そういう要望と申しますか、お願いをしているように原課のほうでは確認しております。

川上委員

それは、入札に当たって、飯塚市内の業者さんをできるだけ使うということ、入札前にお願いをするわけですか。それとも入札後にお願いするわけですか。

契約課長

仕様書の中にうたいますので、それは入札前に、仕様書の中に入ってくることでございますので、そういった要望なり市内業者への下請、発注ということをお願いしておりますので、入札前にそのところはわかるかと思えます。

川上委員

そうですね。そうすると、業者さんのほうからですね、入札を希望する業者さんのほうから、返事は求めるわけですか。お願いをしつ放しなんですか。その辺はどうですか。

契約課長

例えば、こちらのほうから強制的に、これは元請、それから下請という形になってきますの

で、民民という形になりますので、例えばこれを契約課なり工事担当課のほうから強制的にこの業者を下請けに入れなさいというようなことはできないかと思えます。ただ、そういった特記仕様書なり仕様書の中で、そういった市内業者さんをお願いしたいということでございますので、それを一つ一つ、例えばチェックといいますか、こういう業者さんでないといけないと言うことはできないかと思っております。

川上委員

もちろんそのとおりだと思います。そのとおりなんですが、返事をもらうというのがね、強制ということにつながりますか。それによって直ちに入札資格がどうのこうのということではないですよ。入札に当たり仕様書で要請をしてる、それであれば、それについてはどう考えておるといふのを、返事をもらう行為は当然だと思うんですが、どう思われますか。

契約課長

契約課につきましては、原課というか工事担当課の直接のやりとりのところまで把握し切れていない部分もございますけれども、ある程度、原課のほうで、そういった部分で業者のほうからこういう下請とかいう話が出てくれば、そういった中で協議といいますか、市内業者についての関係ですね、そういった部分の話し合いはなされておるとは思えます。

川上委員

やはり書面で求めることですから、書面で返事をもらっていいと思うんですよ。その時期をどうするかは、また考えたほうがいいと思うけれども。私は、国から地方自治体、公共団体まで、中小企業を大事にするという、日本経済の要ですから、その立場からいっても求められるし、特に発注者の地元の自治体に使っていただくというのは当たり前なんで、これは堂々と文書で回答求めていいんじゃないかと思うんですよ。どう思われますか。

委員長

暫時休憩します。

休憩 10 : 15

再開 10 : 15

委員会を再開します。

契約課長

特記仕様書なり、そういったものの中に記載をしておりますので、その中でお願いをすることによってございますので、改めて書面によってそれを確約的に提出していただくということにはならないのかなというふうには私は思っております。

川上委員

確約ということにはなりにくいでしょうけども、市が仕様書の中で文書で求めていることについて、業者が聞き置くということだけでいいのかということなんですよ。だから、返事をもらうということは検討したほうがいいと思うけど、入札行為とは直接関わりがないことでしょうけど、文書できちんと「こう考える」と、国の方針や市の方針について理解もするし、こう考えるというのを、返事もらうのがおかしいですか、文書で。

契約課長

ただ、契約課といたしましては特記仕様書の中でうたう、うたった中で、最終的に書面で先ほども私、確約と言いました、そういった部分で、正式に頂くのはどうかと思っておりますし、実際には例えば、下請について市のほうが強く拘束するようなことになれば、これは当然、公正取引委員会なり、そういった部分に関係してくるところもあるかなというところも判断はされるかなと思えますし、実際に文書によって頂く中身が、中身というか、内容がどういうものであるかということではございましょうけれども、文書で頂くというところまではいかないのではないかな、と、そういうふうには思っております。

川上委員

じゃあ、何のために文書で、仕様書の中に「使ってください」という要請をするわけですか。それはね、使わないと入札資格はありませんよとまでは書いてないわけでしょ。国から地方公共団体まで、地元の業者を育てるといのは、はっきりしてるわけですから。それに基づいた要請でしょう。それに基づいた要請をしているのに対して、元請のほうが、あるいは元請になろうと希望する者が、「一応そう言ってるんだな」ということじゃなくて、真摯に受けとめると。で、誓約書を出すとか、確約書を出すとか、うちは下請をいくつ入れようと考えてるんだけど、そのうちいくつは飯塚から考えると、そんなこと言うわけじゃないでしょう。そういう要請をしてるわけじゃないんだから。だから、文書で要請してることに對して文書で返事をするということが、公取とか出てくる余地はないですよ。どうですか。

委員長

暫時休憩します。

休憩 10:19

再開 10:24

委員会を再開します。

総務部長

私ども、公募の段階で、まず仕様書の中で市内業者への下請については優先発注ということに条件に公募いたしまして、契約の段階でその条件の入った約束事を契約の中で結ぶわけでございます。そして、ご本人たちは、業者さんのほうも優先発注するということに約束した上で契約をするわけですね。ですから、契約後に市内業者、下請承認願が出ますから、市内業者さんを使えるものについては使ってくださいという確認を原課のほうでやりながら、市内業者のほうにお仕事が行くようにやっております。特に専門工事あたりにつきましては、強くそういうことを要望いたしまして、どういう工種ができるのかというのを着工の段階で打ち合わせをして、進めてまいっております。

川上委員

今の部長の答弁は、仕様書の中に市内の業者を優先的にお願いしますよと入れて、それを承諾するから入札に来るわけだから、返事をもらったようなものだと言わんばかりなんですね。違うんですか。

総務部長

それを要件として応募していただく、そして落札をすれば、その要件で契約を結び、双方、契約として、優先的に市内業者への下請発注をやりますよという約束事の下に、下請を探していくという形に実務上なります。

川上委員

じゃあ、入札じゃなくて、契約書そのものに返事だ、と。私の言う。そういうとらえ方でいいですか。

総務部長

お互いが結びます契約書の中に、下請については地場業者、市内業者です、これに優先発注という約定を結んだ中での契約ということでございます。

川上委員

じゃあ、契約書が返事、と。文書で出てるじゃないですか。それで、ところが、下請については承認願が出るというふうに言われましたけど、承認願というのがあるんですか。

契約課長

承認願というのはございます。

川上委員

私は鯉田工業団地の関係で資料一式、取りかかっていますけどね、承認願というのは見当たりませんが、私が見落としてるんですか。

委員長

暫時休憩します。

休憩 10:28

再開 10:41

委員会を再開します。

総務部長

現在、下請承認願という形ではなくて、下請通知書という形で提出がなされております。

川上委員

あっさり答弁を訂正されましたけど、承認願と通知書というのは、全然意味が違うでしょう。鯉田工業団地の場合ですね、下請負契約通知書なんですよ。こういうふうの下請へ契約結んだから通知するよ、ということなんです。あなた方の認識、総務部契約課の認識は、「承認願」が出る、これでいいですかという承認願が原課に出るので、原課がこれでいいか悪いが決裁するという認識なんですよ。

総務部長

従前の名称が下請承認願であったものですから、私のほうで表現を誤りました。それについてはお詫び申し上げます。それと、通知が出ますので、そういった段階で契約、約款に基づくお願いと言いますが、そういった部分を指導といいますか、そういった部分をやっていると認識をいたしております。

川上委員

ここに、鯉田工業団地造成工事1工区から5工区までの下請負契約通知書があるんです。この中で市内の業者、市内に事務所、本社を置く業者はですね、1工区の平成産業、それから2工区の九特興業、この2社だけなんです。例えば、1工区から5工区まで雑木を排除したり根を排除したりする工事を、大分市の大分エージェンシー株式会社が請け負ってるんです。もっと言うと、地盤改良関係で言えば、表層から中層まで下請には市内業者は一つも入ってない。1次、2次、3次と、全然入ってない。総務部長の答弁から言うと、原課はこれを見て、駄目とか良いとか、あるいは市内業者を使ってくれという指導をしたとか、チェックをかけたということが想定されるわけですね。総務部長、そう思っているんでしょう。どうですか。

総務部長

下請につきまして市内業者の優先発注という約束事、約款の契約でございますので、そういう認識を双方が持った中で事務を進めていくということになると思っております。ただ、市内業者で対応できる業者がいなかったり、価格の面で折り合いがつかないとか、そういった場合については、自由な契約ということもございますので、そういった中での対応となるかと思えますけれども、通常の約款を守った市内業者への優先的な発注ということについては、私どもとしては努めているというふうに認識をいたしております。

総務部長

じゃあ、総務部長の認識のとおり、この大分エージェンシー、伐木除根工というんですか、について、担当原課、都市建設部のほうで総務部長が期待しているようなことをしたかどうか、お尋ねします。

土木建設課長

下請つきましては、現場説明書の中で地場の業者等の仕様というか、お願いをしておるところでございます。その中で市外業者等が出てきた場合には、業者のほうに、地場産業の方で何かできないかということのお願いはしておるところでございます。すべての面においてそう

という願いをしておるところでございますが、やはりお金といえますか、契約単価の問題、そういうものもあるかと思っております。

川上委員

今の答弁では、技術的なことは言われなかったですね。それは、どういった工事がよくわからない面もありますけど、伐木除根ですからね、大分のこの企業が何か特別な技術を持ってあるということでもなくて、当然、市内の業者で出来るはずですよ。そうすると、答弁にあったように、お金の関係ということが言われた。土木建設課としては、1工区から5工区まで全部ですが、元請のジョイントベンチャーと具体的にどういう話をしたんですか。どこで、どういうタイミングで。いいですか、追いかけて言いますけど、去年の12月19日付で1工区からは通知書が出てるんです。12月19日ですよ。これをもらう前に話をしたのか、これをもらってから話をしたのか、どちらですか。

土木建設課長

もらってからしております。

川上委員

それは、どこで話をして、どういう話し合いになったんですか。

土木建設課長

具体的には担当のほうが行っておりますが、今、どこでどうしたかというのは分かりません。

川上委員

2工区の場合は12月の10日なんですよ、通知書の提出が。だから、1工区から5工区まで、まとめて出てきたわけではない。今、課長の答弁があったように、担当者が言ったと言われてますけどね、これは係、係長、課長補佐、課長で終わってるんです。だから、総務部長が期待したようなことは、原課のほうでは何らできていない。もし、総務部長が期待したような立場から言えば、どうしてこの伐木除根工が大分から来る業者にしてもらわないといけないのか、と。残念ながら、情報公開で取った資料には下請負契約額は消されてますけど。そういうことが原課のほうで強く言われていると総務部長は思ってたんじゃないですか、今の今まで。総務部長、感想を聞きます。

総務部長

約定の上でのことでございますので、そういう指導がなされておるといふふうに理解をいたしておりました。所管課のほうも申しましたが、単価的なものもあるかと思しますので、詳しい事情は聞いておりませんが、私どもとしては約定に基づいた取扱いがなされておったというふうに認識をいたしております。

川上委員

ところが、現実にはそういうことがされていない、と。で、都市建設部長はおられないんですよ。次長がおられますか。総務部長はきちんと指導していると思っておった、約定にもあるわけですから、という答弁なんです。現実にはしていない。これについて次長はどうお考えですか。

都市建設部次長

この下請の問題につきましては、当初は契約5社、契約が決まりまして、最初の契約をした直後だったと思います。業者と担当、いろんな最初の現場の中の協議の中で、契約上につきましてはできるだけ下請につきましては市内業者でお願いしたいというふうなお願いをしております。その中で、まず今、課長が申しましたように、それぞれの下請の通知が出てきております。そういった中で、やはり市内業者で何とかならないのかというようなこともですね、お願いした経緯は私があります。そういったことで、今、課長が申しました単価の問題とか、工区でそれぞれが契約をする、下請をするというようなことになると、経費の問題もありますので、

全体を一括してしたほうがいいのかというようなこともちょっと考えたんですけども、いろんな単価の面を考えた中では、やはり業者に対して、請負率も低いというような状況の中で、やはり1円でも安い下請業者を使いたいというようなこともあったものですから、そういったことで下請契約ということで承認というか、受けたということでございますので、そのところをご理解いただければと思います。

川上委員

例えば、この大分エージェンシー株式会社というのは、大分市の中にあるんですよ。で、どういう仕事の仕方をするかわからないけど、単価が高くなる可能性は高いでしょう、飯塚の業者と比べて。私にはわからないけど、あなた方には下請負契約額もわかってるわけでしょう。地場の業者だったらどれくらいになるのかとか、いろんな数字もわかるはずですよ。必ずしも、地場の業者と比べてこの大分エージェンシーのほうが単価が安いとか限らない。そう思いませんか。だから、ルールがある、約定にも書いてある。しかし、現場で、森本とかあおみとか坂平とか、こういうゼネコンの通知を承って、承認というのでは、総務部長が言ってることは当然で違うでしょう。これによって、伐木除根工というのは全て市外の、しかも同一の会社が工区を越えて仕事を取ったんですよ。そして、あなた方が承知のように、仕事してみたら伐木量が増えたんでお金もってください、あげましょう、と。議会にも市民にも誰にも相談しないでやったわけでしょう。だから、すごい話なんですよ。地元の業者は使わないということをはっきり一つ容認しておいて、そして、はいはいということで工事変更まで宙から宙、一切文書なしでしょう。認めてるじゃないですか。第1のハードルを突破されると、第2第3のハードルもどんどん突破されていってしまう。税金はどんどん外に行っているだけじゃないですか。だから、あなた方の特記事項というのは、役に立たない。役に立つ場合があるんですか。紙に書いてるから原課はそうしてるだろうということなんですね。このような場合、総務部長、どう対応したらいいんですか、元業者を守るために。

総務部長

原課のほうから、次長が申しましたように、指導については業者のほうにですね、ずっとやっていた、業者の競争力といいますか、そういった中で協力関係の中で、単価的な問題で外に発注したというような説明を申しておりました。そういった競争性の問題について、価格の問題ですね、そういったものにまで私どもが一步、踏み込みきれてないというのは、現実としてあるかと思っております。

川上委員

都市建設部のほうは、総務部長の言うくらいのことはわかっているはずなんですよ。ルールもわかってる。しかし、腰が引けて物を言えないということなんですね。そうすると、やっぱり市長なんですよ。市長は自動車産業誘致のためにトップセールスをするということで、いろいろ駆け回られたわけだけれども、地元業者を救うという点でも、必死になってもらいたい。しかも、契約の中にうたわれてるわけだから。近年では最大級の工事でしょう。それで、今からでもその下請に入れてくださいというわけにもいかないんでしょうけれども、今後のことについて市長の決意を伺いたいと思います。

市長

今、詳細にわたっての話を聞かせていただきました。特記事項の中で入って、当然そこに使われてるものという意識の中で私も認識しておりましたけれども、最近のこの地域の土木建設業というのは、やはり事業自体が3分の1、我々の年間の工事発注から考えても非常に少ない流れの中で、そういう状態ではやはり特記事項の意味もなくなってくるわけですから、当然その辺をしっかりと押さえて、今後の発注等に関しまして注意をしながら進めて、やはり地元を、特に災害等に関してですね、やはり地元業者というのは非常にありがたいことも多いわけです

から、その意味では育てていくように努力をしたいと思っておりますし、また今の中身に関してもしっかりと詰めた中で今後進めていきたいと思っておりますので、ご理解のほどをよろしく申し上げます。

川上委員

仮にも市役所、あるいは公共工事の発注者である市長が、特定の業者に頭が上がらないとか、特定の業者に対しては優しいと言われるようなことが決してないようにしていただきたいと思うわけです。

それから今度は、市内業者に関わることなんですけれども、談合防止の努力が今どこまで来ておるのかということをお尋ねしてまいりたいと思うわけです。談合情報があった場合は、公正入札調査委員会、いくつかの要件があるんでしょうけど、審査をするということになってたと思います。そこで、私は以前から、排水機場の管理委託について重大な関心を持って予算特別委員会委員、平成20年度、それから21年度、続けて質問をしてまいりましたし、平成19年度には本会議でこの点についていろいろお聞きしたこともあります。で、今年度の予算特別委員会の追加資料を見ると、例えば菰田排水機場操作管理委託、平成17年から20年度まで、オカベ工事が連続して取ってます。それから学頭、これは平成16年から20年まで5年連続オカベ工事です。それから殿浦については、平成17年から20年まで4カ年、幸袋機工。それから庄司川ですね。記録のある限り、平成15年から20年まで6年連続、昨年度までですよ、日本興水工業。鯉田は日本興水工業が4年連続。明星寺川はオカベが3年連続。薙野は、昨年は幸袋機工に変わっていますが。徳前は平成15年から20年まで6年連続で九州上下水という状況なんです。これは、この間、質疑の中でお聞きしてはいたけど、1カ所を仕事取ったからといって、次の入札の時に排除されない、辞退をしない。なぜかという、業者が少ないので競争性が薄れるからだという話なんです。私はですね、こうした中で、落札率という数字になってません、委託の関係ですから。これ見ると、請負率ということになってるんですよ。まあ、ほぼ落札率と同じですね。これは、95.80、これは菰田。学頭は95.84、殿浦が96.60、庄司川が97.18、鯉田が95.37、明星寺川は95.80、薙野が97.20、徳前が95.26です。冒頭に補足説明がありました。この間の、一般競争入札導入後の入札の状況があったんですが、最低制限価格に集中してくじ引きになった場合は別にしてもですね、全体として、もう95とか96とか97とかいうの、もう無いんですよ。こういうのがずっと、過去に続いてきている。だから私は、ここは談合が蔓延してるんじゃないかと思うんですよ。それで、きちんと状況を聞かないといけないと思うんだけど、その前にもう一度、どういうふうに入札をしておるのか、お尋ねをいたします。

契約課長

排水機場の関係でございますけれども、市内登録の業者さんにおいて、私のほうから指名をいたします。その中で全業者さんによって入札の執行をしておるところでございます。

川上委員

今、私は八つ言いましたけど、同じ日に入札しているのか、それとも日を変えてやってるのか、そういったことまで少し詳しく言ってもらえますか。

契約課長

これは毎年、年間委託の中でございますので、3月の、日にちはちょっとわかりませんが、3月末くらいに入札を執行しまして、4月1日からの委託というような形になるかと思っております。それで、入札の状態と申しますか、中身でございますけれども、その日1日で案件ごとに続けて入札を執行しておるところでございます。

川上委員

これはちょっとお尋ねしますが、どうして1件ずつ入札するんですか。例えば菰田と学頭

と殿浦をまとめて入札とかいうわけにいかないんですか。

契約課長

それぞれ、排水機場ごとの設計に基づきまして1件ごとに入札をしております。その件数ごとに分割した中で、1件ごとに入札を行っているような状況でございます。

川上委員

よくわかりません。これは、市が直接責任持って委託してる部分もあるんでしょうけど、国から委託を受けて再度民間に委託するというふうにしてるのがありますでしょう。その、国との関係で一つずつ発注しなければならないという、委託しなければならないということがあるんですか。

都市建設部次長

国からそれぞれ操作委託の案件を頂いております。この8カ所のうち徳前排水機場だけは市の管理でございますので、それ以外につきましては国から補助を頂いている状況でございます。

川上委員

平成20年について言えば、その補助は9百万円ぐらい見込みがあったんですかね。それを業者が低過ぎるというふうに最近言ってきてますか。

都市建設部次長

今のような、契約金額についての低いとかは高いとかいうことは、私の耳には入っておりません。しかし、これはあくまでもその年度の梅雨時期になりますが、これがやはり注意報、警報等が発令されますと入場するというようになっておりますので、そここのところの頻度によりまして変更というようなことを考えております。で、雨がたくさん降って注意報がたくさん出るというようなことになると、少し変更が出てくる。というのが、この契約は過去の年度の実績に基づいて平均の日数とか時間というんでしょうか、そういったところを積算しましてお願いしているところでございますので、極端に雨が多くなる、それとか極端に空梅雨だったとかいうようなところについては変更していくというようなことではございますので、そういった低いとか高いとかいうようなことは、私どものほうには入ってきておりませんので、よろしくお願いたします。

川上委員

入っていないわけじゃないでしょう。平成20年度は国の5箇所について受託をして、891万9,389円財源を頂くように国にはお願いを、お話しをしますと答弁があつてますね。で、今、次長から答弁がありましたようにね、平成20年の予算特別委員会では土木管理課長、当時は次長が課長だったと思います。平成16年以降、契約変更する、出面に合わせてね、今、言われたように。雨の降り方によって出面が違うわけでしょう。それに合わせて契約変更してきている、と。だから、国から来るお金は一定ですよ。しかし、実際の雨の降り方、仕事のし具合によって、お金を増やしたりするわけですね。平成16年以降はずっとそうしてるんですよ。それなのに業者が、なぜお金が足りないというふうに言うのか。契約との関係ではどういうことになってるんですか。

委員長

暫時休憩します。

休憩 11:11

再開 11:11

委員会を再開します。

川上委員

先立っての決算特別委員会で岡部透議員が、業者の声を聞いたということでは言ってるじゃないですか。あなた方は聞いてないはずはない。速記録にも残ってますよ。だから、こういう場

合はどうなるのか、と。出た分だけ契約変更してるんでしょ。それでもお金が足りないというふうに言ってる。こういう場合はどういうことになるのか、契約上、お尋ねしてるんです。

都市建設部次長

足りないということを正式にですね、我々の担当のほうにはそういった話は来てないんです。足りないというのは、契約をやっております、その契約の中で、雨が、先ほど言ったように頻度が高い場合、入場回復が高いというようなことで、今年はこのふうですよとか、空梅雨の時は少ない、そういった場合には、こういった形でその実績に基づいて変更契約をさせていただきますというようなことを常にお話しをしている状況でございますので、そのこのところも踏まえてご理解いただければというふうに思います。

川上委員

わからないんですね。国は定額でお金出してるわけでしょ。違いますか。じゃあちょっと、説明してください。

都市建設部次長

ちょっと説明不足でございました。当初いくらということで、今年度8百万円なら8百万円ということで、全体総額を国にお願いしております。その中で、先ほども言いましたように、変更する場合に8百万円が9百万円になりますよということで、国にまた申請要望いたします。その中で国は、じゃあ9百万円出しますというようなことですね、それはプラスになってくるわけですね。だから、市の単費でその不足分を補うというようなことではありませんので、そのこのところをご理解いただければと思います。

川上委員

そこでね、仕事はしているのだが、委託料が不足して困ってるという業者がいる、と。これはかなり重大なことなんです。市民の生命財産に関わることだからですね。本当に確実な仕事をしてもらうために、それが必要であれば委託料は増やさないといけないのかなと思う人もいます。あるいは、そもそもこういう大事なことを民間に任せていいのか、市がしたらどうなのかと思う人もいますよ。これは私です。いずれにしても、もし、そういうように委託料がもっと必要じゃないかというのが生命財産を守るという動機からではなくて、もし、談合の流れの中で出てきているのであれば、これは大変なことになる。大変なことです。そこでお尋ねしますが、この間、この排水機場の管理委託に絡んで談合情報が寄せられたことはないですか。

契約課長

この排水機場の関係でございますけれども、今年、平成21年3月6日に総務課が受け付けた文書で、9日に契約が受け付けたものがございます。これは、ポンプ場の運転、保守点検委託に関連した談合情報ということで、3カ所の排水機場といいますか、ポンプ場についての談合情報は寄せられております。

川上委員

3カ所の名前をお尋ねします。

契約課長

失礼いたしました。「ほか3カ所」ということで、実際は4カ所でございます。一つが愛宕団地及び鯉田南団地汚水ポンプ場運転保守点検委託のものと、それから清水谷汚水ポンプ場運転保守点検委託、それから吉北汚水ポンプ場運転保守点検委託、それから四つ目が徳前排水機場操作管理委託、この4件のものについて、そういった談合情報という形で寄せられております。

川上委員

そうすると、排水機場としては徳前ということですね。で、これについて、先ほど言いましたが、公正入札調査委員会が当然開かれたと思いますが、それはいつ、どういうメンバーで開

かれたのか、お尋ねします。

契約課長

先ほどの説明で一つ漏れておりましたけれども、談合情報というのが平成20年度の委託、入札ですか、その分についての談合情報ということでございました。それで、平成21年3月19日、それから平成21年3月24日に公正入札調査委員会を開催しております。その委員と申しますか、出席者についてでございますけれども、委員長は総務部長、それから委員として都市建設部長、都市建設部次長、契約課長、それから農林課長補佐、それから土木建設課長、建築住宅課長、下水道課長、上水道課長ということで、委員としては全部で9名になるかと思えますけれども、そういったメンバーで2回開催をしております。

川上委員

その9名で、2回ということですが、どういう調査をされたんですか。

契約課長

一つは、1回目としましては談合情報の内容といいますが、そういった私どもが受けた経緯の説明を行った中で、平成20年度の委託契約についての談合情報ということで1年ほど経過をしておりましたけれども、21年度の入札が近くに迫っておりましたので、そういった部分で、21年度の入札においてもどうすべきかということで、調査といいますが、協議をしております。それで、事情聴取を行うかどうか、それから誓約書を取るかどうかと、そういったものの中で協議して、最終的には事情聴取を行い、誓約書を取って、平成21年度の入札を執行したところでございます。

川上委員

調査委員会では、平成20年については、徳前ですよ、談合はなかったという認定をしたんですか。

契約課長

平成20年度につきましては、これは平成21年の3月に情報として参りましたけれども、実際、20年度の委託契約、入札を行ったのは前年度ということでございますけれども、実際に20年度の委託の入札を行った後、その入札の結果については公表しておりますので、閲覧すればどなたでも、そういった情報は知り得るということもございましたけれども、先ほど申しましたように、調査に値しないということも言えるかも知りませんが、実際そういう情報が入ったということで、21年度の入札を行う上で事前に関係業者の方に事情聴取を行い、誓約書を取った中で、入札を執行するというようにしておりますので、談合情報そのものについては特定の人だけが知り得る情報とか、そういうことではございませんので、結果については公表しておりますので、そういったものの中で書かれているかも知りませんが、そういった部分では、21年度に向けたところでの調査ということにしておりました。

川上委員

先ほど、市長、受注状況を私、ずっと言いましたでしょ。あえて言ったんですが、これは、今の話を聞きますとね、大変なことですよ。徳前だけ談合するはずないですね。これは、国から委託を受けているポンプ場の操作について、その委託について、徳前といっても断定はできないんですが、ほかのところも談合が行われているということと違う角度から伺わせるものがあると思うんですよ。国から補助金をもらった事業で、談合が行われているかもしれないという状況なんですよ。これはちょっと、飯塚の最高責任者としては、「ああ、そうか」と言うわけにはいかないと思います。市長、どうお考えですか。

総務部長

今、今回の談合情報につきまして契約課長が申しましたが、結果についての事実でございます。そして、新たに談合があったというようなことが認められるような情報ではございませんでした。

それで、私どもとしましては、平成21年度に向けて事情聴取をする中で、談合については行わないという確認をいたしまして入札に臨んだということでございますので、「あった」というような確信を私どもは持てるような状況ではなかったというところでございます。

川上委員

じゃあ、平成21年度、菰田から徳前まで、先ほど言いましたけど、請負業者と請負率、紹介していただけますか。

契約課長

殿浦排水機場でございますけれども、平成21年度については幸袋機工、請負率は96%、それから鯉田排水機場につきましては幸袋機工、請負率といたしまして95.1%、それから庄司川排水機場、これにつきましては幸袋機工、請負率といたしまして95.2%、それから菰田排水機場、これにつきましてはオカベ工事、請負率については94.7%、それから学頭排水機場につきましてはオカベ工事、94.9%、それから明星寺川排水機場でございますが、オカベ工事でございますして94.6%、それから菰野排水機場につきましては幸袋機工、95.0%、それから徳前排水機場につきましてはオカベ工事、94.8%となっております。以上です。

川上委員

総務部長、いろいろ事情を聞いて、誓約書も取って、21年度はもう談合はないだろうと思った、それで入札をしたということなんですが、今の請負率を聞いて、談合はなかったと思えますか。

総務部長

るる、契約課長から請負比率等を申し述べたわけでございますけれども、これをもって談合があったのかなかったのかというのを、私どもからはお答えできませんし、私どもとしては、真摯な入札が行われたものだというふうに理解をいたしております。

川上委員

ですから、一般競争入札導入については、あなた方の行財政改革から出発してるわけですよ。談合による落札率の引き上げを許さないということいろいろ工夫して、一般競争入札を導入したんですよ。こうした中で、歴然としてるでしょ。ずっと九十数%、明星寺川の関連工事では99とかあったんですよ。坡平産業と関連業者の落札率はね。それはほとんど見られなくなってるじゃないですか。最低制限価格への札の集中を別にしてもですよ。これは、一体何を示してるのか。その一方で、今言ったところは94とか95とか96ですよ。断定はできないにしても、談合の気配が濃厚じゃないですか。だから、ここに私はメスを入れることができるルールを確立しないといけないと思うんですよ。ここを工夫しないといけない。それで、私はとりあえず、あなた方は入札まで間がなかったんで、3月24日が第2回目の調査委員会だったんですよ。それで、急いだということなんだけど、あなた方だけでは監視できないということであれば、できないわけだから、議会も監視しないといけない、しかし、もっと強力なのは市民なんですよ。市民が監視する、で、公正入札を支えていくということと思うんですよ。それから言うと、当面、いくつもの必要なことがあるんだけど、公正入札調査委員会の結果を直ちに市民に公表する、新聞を通じて、あるいはネットを通じて、そういうルールをこの際確立する必要があるんじゃないですか。どうお考えですか。

契約課長

公正入札調査委員会については情報公開条例第8条第3号の中で非公開というふうになっておりますけれども、例えばこれが定期的に発生した時に、直ちに公開するというところでございますけれども、そういった部分については契約課なり調査委員会の中の関係部局の中で検討はしてみたいというふうには思っておりますけれども、原則非公開となっておりますので、公開するとしても、どの程度の公開ができるのかなというところは、今、考えております。

川上委員

情報公開条例で、公正入札調査委員会の結果を公表することを妨げるような規定はないでしょう。8条の3号でしょ。どういう関係ありますか、それと。

契約課長

この中の一つとして契約が入っているわけですが、公開することにより当該事務事業または将来の同市の事務事業の目的が損なわれ、その公正かつ適正な執行に著しい支障を及ぼすということが明らかであるもの」ということになっておりますし、調査委員会の中身について、例えば個人・法人等の名前も出てくるかもわかりませんので、そういった部分の内容等にもいろいろ考えをいたさないといけないと思いますので、これについては十分検討をすべきところではないかと思っております。

川上委員

もともと情報公開条例というのは、情報公開をするための制度なんですよ。その中で、これだけは具合が悪いというものを外すという立場なんですよ。いつでも8条の3号を持ってくれば出さないで済むんだというような情報公開はあり得ない。それで、今、契約というふうに言われましたけど、もちろん契約に関わることです。けど、法に反する行為が行われたのではないかという情報が来たのを調査するというのが、この調査委員会でしょ。その結果がどうであったかというのを、市民に公表して当たり前だと思うんですよ。それが黒であろうと白であろうと。だから私は、全面的に結果を公表する、そういうルールが必要だと思います。それによってこそ市民、納税者は自分たちの税金が食べ物にされることなく適正に市の事業に使われているというので安心もできるし、市政に対する信頼も増すということではないんですか。ここのところを8条の3号なんかを引っ張り出して隠そう隠そうということになると、自ら市と市民の間の乖離を広げていくということになりかねないと思いますけど。どうですか。

総務部長

談合情報につきまして私ども調査をするわけですが、調査権、警察権を持つわけでもございませんので、その真偽について、情報自体が正しいのかどうかという問題もございますので、慎重に取り扱っておるところでございます。今、質問者の言われます関係につきましては、先ほど課長も申しましたが、そういった制限のある中で検討をさせていただこうということでお答えを申し上げますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

川上委員

検討して、ぜひ公表するようしてください。そうしないと、総務委員会で毎回聞かないといけないんです、毎回。そこで、この際ですね、委員長、資料要求をしたいと思います。昨年度以降の公正入札調査委員会の記録そのもの、全て提出してもらいたい。それによって、当総務委員会の入札制度改革の審査を深めてまいりたいと思います。取り計らいをお願いします。

委員長

暫時休憩します。

休憩 11:35

再開 11:36

委員会を再開いたします。執行部にお尋ねいたします。ただ今、川上委員から要求のあっております資料は、次回の閉会中の総務委員会までに提出できますか。

契約課長

その資料でございますけれども、調査委員会の結果と申しますか、それそのもの、そのままということでございますけれども、先ほど申しましたように個人・法人の名前等々もございまして、できれば可能な限りというところで、そういった資料の準備はさせていただきたいとい

うふうには思っております。

委員長

おはかりいたします。ただ今、川上委員から要求のありました資料は、要求することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。次回の閉会中の総務委員会までに用意をしておいてください。

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

おはかりいたします。本件は掘り下げた審査をするということで継続審査といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件は継続審査とすることに決定いたしました。

暫時休憩します。

休憩 11:38

再開 11:46

委員会を再開します。

おはかりいたします。案件に記載のとおり、執行部から、8件について、報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。「産炭地域活性化基金助成金について」報告を求めます。

総合政策課長

産炭地域活性化基金助成金について、ご報告申し上げます。8月4日開催の総務委員会でご報告しておりました、平成21年度の産炭地域活性化基金助成金の地域振興事業につきましては、「鯉田工業団地造成事業」及び「同工業団地周辺整備事業」に充当することで、8月10日に県の産炭地域振興センターに事業申請書を提出しておりましたが、10月9日付けで交付決定通知書を受領しております。交付金額につきましては、申請額のとおり3億5,200万円でございます。また、同助成金の広域振興事業につきましては、JR上山田線跡道路整備事業、片島・平恒線が採択を受けておりますが、平成21年度分としまして、予定事業費4,710万円、助成予定額1,785万4千円で9月30日に交付申請書を提出しております。

なお、9月議会で調査設計委託料の補正予算の議決を受けました市道黒岩・堤田線、いわゆる鯉田工業団地取付道路でございますが、その道路新設改良事業につきましては、平成22年度に工事施工を予定しております。そこで、当該事業を充当事業といたしまして、産炭地域活性化基金助成金の広域振興事業分として、平成22年度に交付申請を行う予定にしております。以上、簡単でございますが、報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

古本委員

めったに質問しませんので、たまには質問させていただきたいと思っております。この産炭地域活性化基金でございますが、改めて確認をさせていただきます。この基金のもとになっている原資と申しますか、これは、旧産炭地の自治体から集められた上納金と申しますか、そういう性質のものだと理解をしておるところでございます。それでいいのかどうか。それと、地域振興事業分と、それから広域振興事業分とありますが、これがそれぞれ、県自体の基金額はどのく

らいもともとあったのか。それから、その中の本市の枠はどうなっているのか。また、そのうちの現在までの充当額、これがどのくらいあるのかわかりましたらお答えいただけませんか。

総合政策課長

質問者がおっしゃる産炭地域活性化基金でございますが、これの原資につきましては、まず国庫補助金が5億3千万円、それと県費補助金が2億6千万円、31市町村から出ました出捐金が4億円、それと、民間出捐金につきましては1億円、合計で8億5千万円でございます。それと、地域振興事業分といたしまして5億7千万円、これは市町村事業分でございます。それと、県の広域振興事業分を含むものが2億7千万円、合計で8億5千万円でございます。また、本市への配分額につきましては、市町村事業分でございますが、5億7千万円のうち7億2百万円が配分されております。

古本委員

ちょっと認識不足で申し訳ございません。国庫補助金等は私の中にございませんでした。旧産炭地の各自治体から集めた積み残しというふうな思いでございました。申し訳ございません。それと、最後に申されました鯉田工業団地取付道路新設工事の分を今後、来年度に事業申請を行うということと言われましたけれども、このほかに申請された、飯塚市から申請された分があるのかどうか。今まで申されました分の別にですね。その辺はどうなんでしょうか。わかりましたらお答えください。

総合政策課長

本市が申請いたしました、まず地域振興事業分の7億2百万円でございますが、これにつきましては平成19年度に飯塚市立病院の開設事業、助成金額5千万円を受けております。それと、平成20年度に鯉田工業団地造成事業で申請をいたしまして、助成金3億円を受けたということです。

古本委員

私の聞き方がちょっとまずかったと思います。私の聞き及ぶところでは、鯉田の工業団地以外にも地元の、何と言いますか、民間の社会福祉法人が申請をしておると。これは個人的な、民間の社会福祉法人ですが、行政の、確か意見書等が要るかと思えます。その辺の把握はどんなふうでしょうか。

企画調整部長

今、質問者言われますように、市内の社会福祉法人のほうから事業申請書が出てまいりまして、そして、これは飯塚市を經由して県のほうにこの申請書を提出するというような仕組みになっております。これを、事業の中身につきましては、先ほど課長が申し上げましたように県の配分の部分でございます広域振興事業、これの中の事業項目としてございますから、民間の事業者のほうから現在申請書が出てきているというのは事実でございます。そのとおりでございます。県の広域振興事業費、2億5千万円でございます、この事業の該当項目に、民間事業所が行う事業に対しては、この助成事業に該当するということがございますから、そちらのほうでの申請書が今出てきております。

古本委員

私もちょっと自分の勘違いの中から認識不足で大変申し訳ないんですが、こういう公的な資金等ですね、基金等、民間のほうでも申請が可能というのは、これは最初からそういうことになっておったわけですか。それとも途中でそういう方向転換がなされたのか。その辺のところはいかがでしょうか。その辺のところ、教えてください。

企画調整部長

平成19年度からこの県の産炭地域活性化基金の活用事業というのが開始されております。この中で市町村事業、それから先ほど申し上げました県の広域振興事業という大きく2つの分

類に分けられます。で、当初からこの県の広域振興事業の中のメニューの一つとして、広域的プロジェクト推進支援事業というのがございます。この中に、さらに細かく分けて市町村事業と民間企業事業という部分がございます。従いまして、この中の民間企業事業ということで、今、民間の社会福祉法人が申請書を提出してるということでございまして、当初からこの事業メニューはございました。

古本委員

ただ今の説明の中でございますが、そういうことがですね、例えば行われるということならばですよ、私、ちょっとこれに値するかわかりませんが、福祉施設とかこういう広域的なものに役立てるという観点からいくなら、そうかもわかりません。ただ、民間の社会福祉法人的なものはですね、ごまんとあるわけですよ。介護施設からいろんな障がい者施設、いろんなものがあります。広域的に使えるわけですよ。そういうところの、申請の思いがあった、ある、もしくは公募するときにはですね、今、福祉計画とかそういう中ではきちっとした審査会なりを経由して、まずその手前で市報等で公募して、後で公平さを欠くようなことがないようにされてあるのが本市の方針じゃないかと思いますが、これ、1法人に何か目的持ってやらなきゃいけないようなことがあったわけですね。その辺のところはいかがですか。

企画調整部長

私、もっと詳しくご説明すればよかったんですが、この広域的プロジェクト推進支援事業の中の民間企業事業、これに該当する部分についての目的でございます。これが、公共的かつ公益的かつ広域的な事業を実施する民間企業というのが助成対象者になっております。

古本委員

あなたの言われることは私もよくわかるんですよ。例えばですよ、あなたの言われるところに値するならば県の認可した施設は、県の住民はどこも利用できるわけですよ。さっき私が申しましたように、福祉施設等はそうですよ。ただ、本市が認可している地域密着型とか、そういうものは飯塚市の住民しか利用できませんよね。言ってることがわかりますか。あなたが今、言われるのは愛生苑のお話でしょうからね。違う意味で感じるところがあるんですよ。というのは、愛生苑はもともと飯塚市、2市7町の持ち分で、最終的には麻生の、きちんとした名称はわかりませんが、そこに移譲したわけでしょうから。福祉施設は、その時点ではですね、こんな話していいのかわかりませんが、市内のそういう社会福祉法人は公募すれば何ぼでも来たんじゃないかなと思うんですよ。それでも私どもは、穎田の市立病院、これ、聖域的なものですよね。なかなかそういう医療施設というのは、民間でああいう施設が、なかなか民間で運営するのは難しいものですからね。それに付けてと言ったらおかしいんですが、療育施設等を建てていただく条件等も踏まえてですね、一緒にしていただいたとかいう認識を持っているわけなんですよ。それでもですね、10歩も20歩も下がった段階の中で、そのときにそういう約束があったからとかいう部分ならわかりやすい、私自身はですよ。そういう思いがするわけですが、そういう約束は当時からあったわけですか。そういうのは考え過ぎですか、私の。どうですかね。

企画調整部長

繰り返しの答弁になると思いますが、今、質問者言われますように、養護老人ホーム愛生苑につきましては合併前は2市7町で広域的な事業で運営しておりました。この愛生苑は養護老人ホームでございまして、市町村の措置入所施設ということになっております。で、合併しました平成18年度に広域圏事務組合のほうから、飯塚市がこの愛生苑の運営の移譲をいたしております。その後、飯塚市がこの愛生苑、それから以前は志ら川荘という同じような養護老人ホームがございました。これをまず平成18年度に一体化しまして、2年間直営で愛生苑を運営しておりました。しかしながら、これはかなりの赤字が生じてまいりましたので、この施設

を何とか民間のほうにという移譲の計画をいたしたわけでございます。その中で穎田病院の件もございまして、穎田病院の敷地の中にこの養護老人ホームを、愛生苑を移設していただくことによって、地域の活性化、地域の発展のために、その一体化を図っていこうということで飯塚市が計画を、民間活力を導入した中での計画をしたわけでございます。その時に、民間に、社会福祉法人柏芳会のほうにこの愛生苑を移譲するに当たりまして、7年以内に新築をしてください、と。それで、その時に約束事としまして、7年以内に建設してくださいよ、部屋は個室化してくださいよというような約束事、これはしました。その時に、新たに建物を建てる時には、何か飯塚市のほうから補助金的なものがございませんかというようなご相談はありました。しかし、そういうふうな建設に対する飯塚市の補助金はございません、と。しかしながら、県の産炭地域活性化基金の事業の中で、先ほど申し上げましたような広域的プロジェクト推進支援事業の中の民間企業事業、この中に、公共的な事業を実施する民間企業に対しては県の広域振興事業費のメニューとしてありますよというようなことはお伝え申し上げております。

古本委員

約束はなかったわけですね。教えた、知らせただけの話ですよ。そういう中で、私、ほかの人はよくわかりませんが、こういう事例といいますか、補助金をですよ、公平な審査も経ないでどこかに一つ、意見書を付けて出すというような手法がいいのか悪いのか。今後、こういう悪影響を及ぼすような、弊害があるようなことは、できるだけしないほうがいい。約束があったのなら、その当時、こういう約束がありますということで議会なりにきちっと話をしておかないといけないんじゃないかなと私は思います、個人的にはね。だから、社会福祉法人が物を建てる時に、厳しいとかいろんな思いはそれはあるかもわかりませんが、それはそれで、もう一つ付け加えさせただければ、もともと医療法人で、飯塚市から譲渡されたわけですよ。飯塚市から、そうでしょ、医療法人だったんですよ、最初。最初から社会福祉法人だったんですか。そうですか。私が聞き及ぶところによりますと、今度のものを建てる時に、補助金申請は医療法人じゃ駄目だから社会福祉法人とかいう、その変更とかなかったんですか。なかった。しかし、なくてもその辺のところに、国なり県の補助金は、いくばくかのものは出るわけでしょう。推定されるところで、私が聞き及んだところでは3億5千万円とか、そういう話があります。その上に飯塚市、もしくは、飯塚市が頂けるかどうかわかりませんが、飯塚市の持ち分が少しでも減るような基金がここに行くというお話でしょう。申請されなければいけないかわかりませんが、旧産炭地の自治体の中では、少しでも自分の地域にこういう基金が頂けないかな、と。この財政難の中で皆さんそういうふうにご考えてあると思うんですよ。そう思いませんか。いかがですか。

企画調整部長

市町村事業の、また繰り返しますが85億円のうちの市町村に配分された57億円、これとは別に、県が行います広域振興事業費、これが総額で25億7千万円でございます。この中には先ほど言いましたような民間の事業者に対して、助成項目に該当すれば、県の理事会の承認を得てこれが採択されれば助成金が来るといったようなことになってまして、この中にもいろいろ多岐にわたっております。民間が今回事業申請した、それから先ほど課長が答弁しましたように、今、本年度の補正予算で鯉田工業団地の取付道路、これも来年、事業計画してます。これにつきましても、県の広域振興事業費の中に事業申請をするというようなことにいたしております。で、飯塚市の部分がなくなるんじゃないかというようなことには相通じないというふうには思っております。

古本委員

どこまで話しても平行線だと思います。ただ、あなたさっき申されましたように、この社会福祉法人にこういう基金がありますよ、資金がありますよと情報提供をしたわけですよ。問題

じゃありませんか。するんでしたら、ごまんとある社会福祉法人、そういう権利のあるところに、公平にするべきだと思いませんか。ほかのところは知りませんよ、これ。私も、自治体しか申請はできない、こういう認識の中でした。思いませんか、それ。そういうのがあったのなら、公平に、きちっと市報なり載せて、募集をかけなきゃいけないですよ。ほかのものはしてらっしゃるでしょう、そうして。その辺を私は指摘してるんです。まあ、どこまで行っても平行線でしょうから。指摘して終わります。

委員長

暫時休憩します。

休憩 12:08

再開 13:00

委員会を再開します。ほかに質疑はありませんか。

川上委員

この産炭地域活性化基金についてはですね、過去、飯塚市立病院の関係の時に1億円の内示が来てあって、実際査定の後に来たのは5千万円ということで、この間の経過についても議会になかなか報告はなかったということで、今後は反省するという趣旨の企画調整部長の答弁があったと思います。その時の考え方は今も変わらないですか。

企画調整部長

そのとおりでございます。

川上委員

それでは今日、3件について報告がありましたね。で、そのうち1件目と2件目については申請をしたとか、するとかいうことで理解はできるんですが、3点目はですね、三菱マテリアルの山林、土地を購入してそこに道を造るということで、来年度に申請をしようと思いますということ、半年以上も前から議会に報告してるわけですね。これが早過ぎるのかどうかということは別にしますけれども、今日の総務委員会でこれを報告した理由は何ですか。

企画調整部長

過去、いろいろ、報告が遅かったとか、いろんなことがありまして、私のほうも反省をいたしているところでございます。従いまして、早目早目に、そういうふうな事業申請する場合には報告すべきものと私のほうで判断いたしましたものですから、本日の総務委員会で、先のことでございますが、報告をさせていただいたということでございます。

川上委員

そうするとですね、先ほど同僚委員が質問されました社会福祉法人柏芳会のことについては報告されなかった。これは、なぜ報告されなかったんですか。

企画調整部長

民間事業者のほうからこのたび事業申請書が出てきまして、これは飯塚市を經由して、そして県のほうに提出するというような仕組みになっております。従って、事業者のほうから今回申請書が提出されましたので、今日、このように総務委員会の中で報告をさせていただいております。

川上委員

答弁し直さなくていいですか。

委員長

暫時休憩します。

休憩 13:04

再開 13:04

委員会を再開します。

企画調整部長

訂正させていただきます。本日の総務委員会中で質問がございましたので、それに基づきまして私のほうから答弁させていただいたということでございます。

川上委員

飯塚市立病院の時はね、あなたは議会でちゃんと報告しなかったのが良くなかった、理解を求めなかったのも良くなかったということで、反省されたと言うんでしょう。実は、あなたはちゃんと文書も読んでなかったということも言われてるんですね。それは、私、信じてません。それで、繰り返しになりますけれども、三菱マテリアルの山林を買って、鯉田工業団地の取付道路を造ることについては、申請はまだ半年以上も先の話というのに報告をされた。ところが、社会福祉法人柏芳会から文書があなた方のところに既に届いている、この愛生苑の問題については報告はなかった。なぜか、と聞いているわけです。あなた、先ほどから答弁しないんだけど、質問の趣旨はわかるでしょ。どうして報告をしなかったのかと聞いているわけです。これに答えてください。

企画調整部長

今回の件につきましては、あくまでも民間が事業申請されまして、飯塚市を經由して県のほうに提出するというような内容でございましたので、これについては、事前に説明しなかった、説明をすべき事項ではなかったということで私のほうで判断させていただいて、このようになったということございまして、その点をご理解いただきたいというふうに思っております。

川上委員

市町村配分の分が7億2百万円でしょ。鯉田工業団地の分はこの市町村配分ですよ。広域振興事業費25億7千万円から来る分、JRの路線跡のことについては報告してるじゃないですか。同じ広域のこの部分については報告しない、と。どういう判断をしたのかを明確にしてもらいたいと思うんです。どうですか。

企画調整部長

JRの分につきましては飯塚市が県の広域振興事業費の中での事業の内容でございますけど、あくまでも市町村が事業申請をするということで、事前に報告をさせていただいております。しかしながら、養護老人ホーム愛生苑、これにつきまして事業申請は、あくまでも民間のほうで事業申請しまして市町村を經由して県のほうに提出するというような内容になっておりますので、先ほど答弁しましたように、これについては報告をしなかったという意味合いでございます。

川上委員

そうすると、広域振興枠であるということと、民間事業者のことだという二つの理由なので報告しなかったということですね。報告すべきでないという判断したという言い方でしたね、先ほどのね。そしたらこれは、永遠に議会で報告するつもりはなかったわけですね。この二つの要件というのは変わらないわけだから。広域であること、民間事業であること、これはずっと変わらないでしょう。だから、議会に対しては執行部としては報告するという意味はずっと先までない、永遠にないということになりますけど、そういうことですか。

企画調整部長

永遠にと言われましては答弁に困るわけでございますが、事業申請の前には報告をいたしておりませんでしたけど、県のほうが、また理事会の中で事業採択、それから交付決定額ということで決まってくる。その際に、事業採択をしましてよ、交付金額を決定しましたよという段階においては、また市町村の方に採択通知なり決定金額の通知があると思います。それをまた飯塚市を經由して事業者のほうに決定通知、事業採択通知が来るというような流れになっておりますので、その時点においては議会のほうに、このように事業採択を受けられました、助

成金額が決定しましたということは報告すべきだというふうには私としては考えておったところでございます。

川上委員

三菱マテリアルの鯉田工業団地関連については、かなり積極的に報告をされてるわけですよ、考えてみると。本体の造成工事との関わりとか、この取付道路のこととか。翻って考えてみると、齊藤市長が平成18年の9月4日、福岡のホテルニューオータニで麻生泰氏とお話された三つの案件、市立病院と愛生苑と鯉田病院、これに関わることにについてはなかなか、経過とか情報とかを明らかにされない。そういう傾向がある。なぜ、麻生グループが関わるようなことについてはきちんとした情報を出さないのか、自ら。聞かれると苦し紛れにいろいろ答弁したりするんだけど。首を斜めに振っても駄目ですよ。だから、なぜ麻生グループに関わることにについてはきちんと企画調整部長は報告しないのか。今でも、先ほど言った理由なら、この二つの理由は消えないんだから、議会に報告するタイミングはないということになるんですね。事業認可が出れば報告できるけど、今は報告できないという理由を教えてください。

企画調整部長

私が先ほどから申し上げてるのは、市町村事業については、市が事業主体になる分については議会のほうに事前に説明するというところでございまして、ここはあくまでも民間事業者がいわゆる開発、ものを建てるということで、民間のほうから事業申請をされておりますので、事前の報告はということでお答え申し上げておりました。しかしながら、事業採択、これはどうなるかわかりません。事業採択、交付決定があった際には、このように決定されましたよということは議会のほうにもご報告すべきものであり、報告するというふうな考えは持っておりました。

川上委員

そういうふうには言われてないじゃないですか。結局、何が残っていくかというのと、先ほど同僚委員が言われましたけど、特定の法人の利益につながるんじゃないですか。こういう制度があるんだと特定の法人にだけ情報を提供する、便宜行為でしょう。特定の法人にだけ、こういう制度があり使えるかもしれないというのを情報提供したわけでしょう。飯塚市の企画調整部長が特定の法人に、この制度があるのを特定の法人にだけ提供したんですよ。そのことをあなたは、知られるのが怖かったんじゃないんですか。それは先ほど同僚委員が指摘したとおりです。だから、あなたはいろいろ理由を付けて総務委員会にものを言わなかった。これが本当のところじゃないんですか。もう1回言いますよ。飯塚市の企画調整部長、筑豊労災病院と愛生苑と鯉田病院、この問題に一番最初から最後まで関わっている企画調整部長が、特定の法人、麻生グループ系の柏芳会に特定の利益情報を流した。このことを公にすることができなかった。だから議会で活性化基金助成金についてという報告する時にも、三菱のことについては、もう半年以上も前のことでも情報提供するのに、目の前に書類まで来てるものについては出さない、と。聞かれていやいや、渋々ながら答弁したというのが事実じゃないんですか。あなたは自分の身を守ってるんじゃないですか。守ろうとしてるんじゃないですか。そこだけじゃないですか、理由は。答弁してください。

企画調整部長

先ほどからご答弁申し上げますように、この養護老人ホーム愛生苑につきましては市町村の措置入所施設であります。そして、この愛生苑を民間に譲渡する際において、民間事業者のほうから何らかの形で財政支援ができないかというようなご相談が市に対してありましたけど、市としてはそういうふうな財政支援はできない、しかしながら、産炭地域活性化基金の活用事業の中のメニューの一つに、公共性、公益性、広域性の高い施設であれば、その移転新築については助成対象になるというような事業メニューがありましたので、こういう事業メニューが

ありますよということは民間事業者のほうにはお伝え申し上げたのは事実でございます。それに伴って今回、事業者のほうから助成事業の申請書が提出されたということでございます。

川上委員

じゃあ、これは今日は報告事項なので、また改めて資料も私のほうで整理して、別の機会にまた質問したいと思います。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市コミュニティバスの実証運行状況について」報告を求めます。

総合政策課長

飯塚市コミュニティバスの実証運行状況について、ご報告申し上げます。本年4月1日より全市的に運行を開始いたしましたコミュニティバスにつきまして、4月から9月までの半年分の乗車人員の集約ができましたので、報告するものでございます。お手元に配布しております資料により、ご説明申し上げます。本コミュニティバスは穂波地区ふれあいタクシーを含め、全11路線でございます。ふれあいタクシーは早朝の往復1便、コミュニティバスは各路線ごとに6便を設定し、全60便を運行しております。表には各路線ごとに月別の合計乗車人員、並びに1日平均乗車人員と1便平均乗車人員を記載しております。この集計から最も利用者が多いのが穂波北廻り線で、最小が穎田庄内中廻り線となっております。

なお、この乗車人員につきましては、5月18日開催の総務委員会で4月分を報告し、また、平成20年度決算特別委員会では参考ながら4月から9月分を資料として提出していましたが、資料の中の の穎田庄内中廻り線、 の飯塚二瀬幸袋線、 の飯塚健康の森線の集計に誤りがございましたので、修正させていただいております。かっこ書きが修正前の数値でございます。総数は修正ございません。以上、簡単でございますが、報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市DV被害者定額給付金相当額等給付事業について」報告を求めます。

男女共同参画推進課長

飯塚市DV被害者定額給付金相当額等給付事業の給付状況につきましてご報告を申し上げます。DV被害者定額給付金相当額等給付事業は、定額給付金及び子育て応援特別手当を実質的に受給できないDV被害者等を対象に生活支援や子育て支援を行うために相当額を支給するものであります。申請状況は、8月3日から受付を開始し、10月末現在におきまして2件の申請があり、2万4千円を給付いたしました。受付期限は12月28日までとなっておりますので、再度、今月の広報に掲載し、今後も関係課や関係機関と連携して給付対象者への周知に努めてまいります。以上、簡単ではございますが報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市民事暴力相談センターの開設について」報告を求めます。

総務課長

飯塚市民事暴力相談センターの開設について、報告いたします。「暴力団排除」に関して

は、筑豊地区において、市民や企業が民暴被害を気軽に相談できる窓口が少なく、昨年来、福岡県警察本部から同センターの設置について強く要請されてきたところです。同センターの設置につきましては、「飯塚市安全・安心まちづくり推進条例」の施行並びに県の暴力団排除に関する動向を踏まえ、8月4日の本委員会におきまして、設置に向け鋭意検討中である旨の報告をしておりましたが、10月1日に本庁総務課内に開設したものです。同センターの体制といたしましては、課長をセンター長とし、県警OBの嘱託職員1名を指導員、課長補佐以下防災安全係職員3名及び保護課配置の県警OBの嘱託職員1名を相談員として、それぞれ兼任のうえ配置しています。福岡県では、本年10月に暴力団に対する利益供与を禁止し、罰則規定を設けた「福岡県暴力団排除条例」が制定されたところであり、市民の安全で平穏な生活を確保し、社会経済活動の健全な発展を期すために、暴力団による不当な行為を排除することは、発砲事件の頻発する本市にとっても重要な課題となっています。今後は同センターの活動を通じて、飯塚警察署等の関係機関をはじめ「飯塚市暴力追放・生活安全住民会議」や「飯塚地区安全・安心まちづくり推進協議会」等の市民各層と連携し、暴力団排除の取組みをより強力に進め、本市の安全・安心まちづくりの推進を図っていく考えです。以上、簡単ですが、民事暴力相談センターの開設の報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「防災行政無線設備設置工事の進捗状況について」報告を求めます。

総務課長

防災行政無線設備設置工事の進捗状況について、報告いたします。防災行政無線設備設置工事については、平成20年度に調査設計を行い、21年度から設置工事に着手し、本年度中の完成を目指していますが、本年10月末現在の進捗状況といたしましては、配付しております資料、屋外拡声子局設備設置状況表のとおり、子局設置予定箇所299カ所中、基礎部工事を終えたもの288カ所、進捗率にして96%、継柱工事まで終えたもの245カ所、進捗率にして82%となっています。なお、地区別の詳細は表下段のとおりでございますが、全工程に占める出来高としては40.7%となっております。当初計画では10月末時点で40%と見込んでいたことから、ほぼ予定通りの工程で順調に進捗しております。

なお、一部子局位置変更に伴う土木工事等追加分の施工など若干の変更が予定されており、現在精査中でございますが、作業完了次第、議会にもご相談させていただきたいと考えています。今後は速やかに親局設備の設置工事及び子局機器設置工事等に着手し、年明け以降、試験調整、完成検査を経て、工程どおり平成22年3月末に開局する予定です。また、工事と並行して、難聴地区への対応とともに自治会放送への活用についても具体的検討を進め、市民への周知、広報に努めてまいりたいと考えています。以上、簡単ですが、進捗状況につきまして報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

川上委員

契約金額が5億7,592万円ということで、これは下請の状況はどうなっていますか。

建築住宅課長

下請につきましては、うちのほうに届出があっておりますのは3社でございます。会社名は株式会社九電工、それから西日本電波工業株式会社、株式会社星野電興社の3社でございます。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「職員の不祥事について」報告を求めます。

人事課長

速度超過による運転免許取消及び人身事故による運転免許停止処分を受けた職員2名につきまして、平成21年10月26日付で懲戒処分を行いましたので、その概要についてご報告をいたします。速度超過違反案件につきましては、市民環境部主事補、20歳代男性でございますが、本年6月7日の日曜日、午後8時ごろに、私用で北九州市都市高速道路上を走行中、自動速度取締機により50km以上の速度超過違反で検挙され、前年にも速度超過違反があったため累計点数が15点となり1年間の免許取消処分を受けたもので、戒告処分としております。

また、人身事故による運転免許停止案件につきましては、市民環境部主任、40歳代女性でございますが、本年4月9日の木曜日、午前7時ごろ、私用車を運転中に新立岩の交差点で赤信号を見落とし、右方向から交差点を走行していた自動二輪車に衝突、転倒させ、入院期間約3ヵ月に及ぶ人身事故を起こしたもので、減給10分の1、1ヵ月の減給処分といたしました。両事案は、ともに重大な法令違反であり、全体の奉仕者としてふさわしくない非行であります。よって、懲戒処分としたものでございますが、公務に対する信用を傷つけることとなり、深くお詫び申し上げる次第であります。今後は、かかることのないよう、本人への指導はもとより、全職員に交通法規の遵守及び安全運転の励行について指導を行ったところでございますが、今後とも関係課と連携し、交通安全対策について改善を図ってまいりたいと考えております。以上で、報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「行財政改革の取組みについて」報告を求めます。

行財政改革推進室主幹

行財政改革の更なる取組みといたしまして、行財政改革実施計画の第一次改定版の策定に取り組んでおりますが、課及び職員等から提案募集し、所管部署と協議・調整を行い、中間素案、たたき台を作成いたしましたので、ご報告いたします。配付いたしております資料で、「飯塚市行財政改革実施計画(第一次改定版(中間素案))」をお願いいたします。タイトルの下に、「市民とともに築く活力・魅力ある飯塚市の実現に向けて」と記載いたしておりますが、行財政改革は財政基盤を建て直し、将来のまちづくりにつなげるために行うものでございますので、サブタイトルを付けさせていただいております。1ページをお願いいたします。「これまでの取り組みによる成果と課題」を記載いたしております。内容の説明は省略させていただきます。

2ページをお願いいたします。「第一次改定版策定の趣旨」について記載いたしております。内容の説明は省略させていただきます。

3ページをお願いいたします。「本市の財政状況及び今後の財政見通し」を記載いたしておりますが、今後の財政見通しにつきましては、現時点ではまだ作成いたしておりません。関係各課と協議を行い、早期に作成してまいりたいと考えております。なお、内容の説明は省略させていただきます。

5ページをお願いいたします。「4」に「第一次改定版策定の基本的な考え方」を記載いたしておりますが、 で、危機的状況にある財政を建て直し、本市が目指す活力・魅力あるまちづくりにつなげるために策定する旨、記載いたしております。 では、現実実施計画を基本として、

現行推進項目の上乗せや新たな推進項目の追加などを行う旨、記載いたしております。では、できる限り市民負担増とならないように行政内部の改革を中心として検討を行う旨、記載いたしております。では職員一人ひとりが更なる意識改革を行うとともに、適時市民の皆さんに情報提供し、意見等を聴きながら検討を行う旨、記載いたしております。「5」に「第一次改定版の計画期間」を記載いたしておりますが、現行の実施計画の計画期間である平成22年度を3年間延長し、平成25年度までの5年間で計画期間といたしております。「6」に「数値目標」を記載いたしておりますが、本市が目指すまちづくり施策が展開できるように、平成25年度までに単年度の財政収支を黒字化することを目標としております。また、市町合併の特例である「合併算定替」が平成28年度から5年間で逡減し、平成33年度から「一本算定」になり、約26億円程度地方交付税が削減されることから、国の動向等も注視しながら、必要な時点で改めて数値目標を設定することといたしております。「7」に「推進体制と進行管理」を記載いたしておりますが、これまで同様に行財政改革推進本部を中心として全庁的に取り組むとともに、行財政改革推進委員会に報告し、点検・評価を受け適切な進行管理を行うとともに、市民の皆さんには市報やホームページ等で広く公表していくことにいたしております。

6ページ以降に現時点における個々の推進項目を記載いたしております。

なお、総務委員会所管の推進項目及び全ての常任委員会に関わる推進項目につきましては、別に資料を配付いたしておりますので、その資料によりご説明いたします。1ページをお願いいたします。「1」の「清掃、警備等委託の見直し」ですが、公共施設の維持管理につきましては、清掃、警備、保守点検等について民間委託を行っていますが、施設ごと又は所管課ごとに委託契約しているのが実情でございます。市内中小企業者の育成、受注機会の確保等の観点を踏まえながら、可能な限り一括して委託契約したほうが、より事務の簡素化、経費の縮減につながることから、発注方法の見直しを検討することといたしております。

「2」の「長期継続契約の検討」ですが、地方自治法の改正により、役務の提供などを受ける契約で条例を定めることにより、長期継続契約を行うことが可能となりましたので、条例化について検討を行うことといたしております。

「3」の「民有地等借地の見直し」ですが、公共施設用地等として借地料を支払っているものがございしますが、これまでの経緯、利用実態等を勘案しながら、その必要性について検討を行うことといたしております。

「4」の「公用車管理の見直し」ですが、職員の削減や支所の総合窓口化等により、公用車を10%削減することといたしております。また、省資源化等を目指し軽自動車やハイブリッド車等の購入を検討することといたしております。

「5」の「書籍による例規類集等の廃止」でございますが、例規類集はすでにデータベース化しており、廃止を検討するとともに、法令集等の追録につきましても廃止の方向で検討することといたしております。

「6」の「選挙投票区等の見直し」ですが、1投票所あたりの有権者数や投票所までの距離で地域差が大きいことから、分割も含め選挙投票区等の見直しを検討することといたしております。

「7」の「支所の夜間・休日管理体制（宿日直）の見直し」ですが、利用実態等を勘案しながら、支所における夜間・休日の管理体制について見直しを行うことといたしております。

「8」の「その他業務等の見直しによる削減」ですが、課、職員からの提案等されたもので、個別の推進項目に掲げていないものをまとめて掲載したものでございます。

「9」の「事務事業について数値目標の設定」でございますが、後でご説明いたします「行政評価」と重なる部分がございますが、行政経営という視点に立った中で、全ての事務事業について数値目標を掲げ、目標に向かって、常に検証し、改善を加えながら取り組んでいくこと

が必要でございますので、数値目標を設定することといたしております。

2ページをお願いいたします。「10」の「補助金等の見直し」及び「11」の「会費・負担金の見直し」ですが、補助金、負担金等につきましては、後で「補助金等の見直しに関する指針」(中間素案)についてご報告いたしますが、長期化による既得権化などの課題を抱えているものが見受けられますことから、第一次改定版策定と並行して協議・検討を進め、見直しを図っていくことといたしております。

「12」の「職員の公共施設駐車場利用の有料化」ですが、平成21年、今年の5月から本庁勤務の職員に対しまして駐車場有料化を行っておりますが、支所等におきましても早期に有料化を図っていくことといたしております。また、小・中学校におきましても、有料化の方向で検討を行うことといたしております。

「13」の「来庁者用駐車場の有料化の検討」ですが、来庁者以外の利用者も見受けられ、税の申告時期等来庁者が多い時期については駐車ができない状況もあることから、有料化について早急に検討を行うことといたしております。

「14」の「予算編成制度の見直し」ですが、より効率的・効果的な予算執行を行うことが必要でございますので、行政評価制度の導入検討と合わせまして、予算編成制度の見直しについて検討することといたしております。

「15」の「入札・契約制度の改善」ですが、1千万円以上の土木・建設工事の条件付き一般競争入札を本年4月から本格導入していますが、更なる拡充策について検討を行うことといたしております。

「16」の「事務事業の仕分け(事務事業総点検)を活用した行政評価制度の導入」でございますが、厳しい財政状況の中で、これまでどおり行政サービスの水準を維持・継続することが困難な状況になっており、PDCAサイクルに沿い、点検を通じて出された結果を予算や計画に反映させるために、事務事業仕分けを活用した行政評価制度の導入を検討することといたしております。

「17」の「『公共施設等のあり方に関する実施計画』に基づいた計画的な実施」でございますが、実施計画で示しました方向性について、市民の皆さんのご理解・ご協力を求めながら計画的かつ着実に実施することといたしております。

3ページをお願いいたします。「18」の「市に事務局がある公共的団体等のあり方の見直し」ですが、関係団体と協議を行いながら、自主・自立的運営を目指した体制の構築について検討を行うことといたしております。

「19」の「外郭団体等経営改革プランの策定」ですが、外郭団体等を取り巻く情勢が大きく変化する中で、市の取り組むべき事項を明確にしながら、経営主体である団体が自主的に改善・改革を行うことが必要であることから、経営改革プランの策定について協議を行うことといたしております。

「20」の「イベントなどの見直し」ですが、同一生活圏域である隣接自治体において、本市と同種のイベント等を横並び的に実施している場合は、合同開催の是非などについて関係自治体等と協議を行うことといたしております。

「21」の「市民総合窓口(ワンストップサービス)等の導入」ですが、市民窓口の利便性向上の観点から、諸証明の発行窓口の一本化、相談窓口の充実など、総合窓口化について検討を行うとともに、共通申請書の導入などによる手続きを含めた様式の簡素化を図ることといたしております。

「22」の「フロアマネージャー制度の導入」ですが、窓口業務の更なるサービス向上を図るため、本年7月から本庁1階ロビーにフロアマネージャー1名を配置し試行実施いたしておりますが、施行期間中における課題等を検証しながら、平成22年度から本格導入すること

といたしております。

「 23 」の「地域向け補助金の一本化の検討」ですが、現在、地域内の市の業務を補完等していただいている団体などに個別に事業費補助金等を支出しておりますが、各地域の実情等に応じた自主・自立的な市民活動ができるように、地域向け補助金を一本化するなど、補助金交付のあり方について検討を行うことといたしております。

「 24 」の「自動販売機設置の見直し」ですが、協働のまちづくり、地域コミュニティの構築に積極的に取り組んである地域団体等に自主・自立した事業運営を支援する必要があることから、関係公共施設における自動販売機の敷地を無償貸付けすることにより、その販売手数料を当該団体の収入にし、自主財源の一部として活用できるように検討を行うことといたしております。

4 ページをお願いいたします。「 25 」の「附属機関である審議会等委員の報酬の見直し」ですが、県内自治体における報酬額を参考にしながら、改定の是非について検討を行うことといたしております。

「 26 」の「プロジェクトチーム等の設置の検討」ですが、行政需要に迅速かつ適切に対応していくためには、部門を越えた横断的な政策研究チームが必要になることが予想されることから、プロジェクトチーム等の設置について検討を行うことといたしております。

「 27 」の「課内グループ制の検討」ですが、限られた人材を柔軟かつ効率的に活用するため、従来の固定した係に代え、課等の分掌事務をより効率的に行えるように随時グループを設置また再編し、加えて職員の業務分担の補完体制がスムーズにできるように、課内グループ制を検討することといたしております。

「 28 」の「定員適正化計画の策定・実施」ですが、全ての事務事業の整理・合理化、公民連携の推進、組織の合理化、職員の適正配置の観点から定員適正化計画を策定し、順次実施することといたしております。なお、平成 26 年 4 月の時点で職員数を平成 21 年度当初と比較して 12.9%、130 人削減することを目標といたしております。

「 29 」の「職員の横断的かつ弾力的な活用」ですが、小・中学校等の長期休業した期間、勤務職員は、施設の保守点検・修繕、研修、カリキュラム作成等を行っておりますが、職員を削減する中におきまして、繁忙期である部署もあることから、可能な限り応援体制がとれる横断的かつ弾力的な活用ができる仕組みについて検討を行うことといたしております。

「 30 」の「早期退職勧奨制度の期限付き導入」ですが、組織・機構の抜本的な見直しを行う予定の平成 23 年度にあわせ、平成 22 年度に実施することといたしております。なお、平成 23 年度以降の取扱いについては、別途検討を行うことといたしております。

「 31 」の「特殊勤務手当の見直し」につきましては、生活保護法の現業事務手当、汚物処理手当について、廃止を検討することといたしております。

「 32 」の「非常勤特別職の報酬の見直し」では、県内及び類似自治体の報酬額を参考にしながら、改定の是非について検討することといたしております。

「 33 」の「一般職の職員給与の減額」では、給与制度のあり方も含め、財政状態が改善されるまでの間の職員給与の時限的な減額について検討することといたしております。

「 34 」の「被服貸与制度のあり方の見直し」では、特殊な被服を除いて、被服貸与制度の廃止・縮小について検討を行うとともに、継続する間は、貸与期間等の見直しを行うことといたしております。

次に「実施計画で未実施の推進項目」についてご説明いたします。「 35 」で「実施計画で未実施の推進項目の検討」を掲げておりますが、現実実施計画の推進項目で実施しなかったものにつきましては、本市が目指すまちづくりの方向性を念頭に置いた中で、地域における経済状況や国の動向等を勘案しながら実施の是非について検討を行うことといたしております。

以上が第一次改定版の中間素案、たたき台の内容でございますが、今後におきましては、財政見直しをはじめ、推進項目の実施予定年度等につきまして、関係各課等と協議・調整を行うことといたしております。今後、財政見通しの作成や推進項目の趣旨が大きく変わるような加除修正等があれば、再度配付等をさせていただきたいと考えております。

なお、今後におきましては、パブリックコメントに倣って市民意見募集を行い、市民、議会の皆さんからのご意見、また、行財政改革推進委員会からの意見・提言書を参考にさせていただきながら、12月上旬を目途に第一次改定版を策定することといたしております。

続きまして、補助金等の見直しにつきましては、前回、9月25日の総務委員会で策定までのスケジュールについてご報告いたしました、「補助金等の見直しに関する指針」の中間素案を作成いたしましたので、ご説明いたします。

配付いたしております資料をお願いいたします。1ページをお願いいたします。指針策定の趣旨について記載をいたしております。2ページをお願いいたします。補助金等に関連する法令等を記載いたしております。

3ページをお願いいたします。現状と課題ですが、現状としまして、平成21年度当初予算、普通会計ベース、で174件、約17億2千万円の補助金を計上いたしております。補助金の状況としまして、補助金の種別ごとに件数、金額を記載しております。4ページをお願いいたします。財源等による分類では、補助金の区分ごとに件数、予算額、財源内訳、構成比を記載いたしております。5ページをお願いいたします。類似団体等との比較表を掲載いたしております。次に、課題でございますが、5ページから6ページにかけて、交付基準の不統一、補助金の長期化による既得権化、交付団体の自立の障害、補助金の適正な執行の見直し、第三者の審査機会の設定、交付機会の均等化や透明性の確保を掲げております。

「補助金の種別とその課題」ですが、事業費補助、団体運営費補助、7ページの扶助的補助、利子補給補助ごとに性格、課題を記載いたしております。「見直しの視点」ですが、基本的視点と加味する視点を掲げております。加味する視点の中では、財政的視点、事業内容重視の視点、客観的視点を掲げております。「見直しの方向性」でございますが、の「事業費補助への移行」ですが、8ページにかけ記載いたしておりますが、補助金交付は、本来事業費を対象に補助されるべきであり、補助対象を明確に事業費に限定することで、補助の効果、必要性を問う事業評価につながるようになることから、事業費補助への移行を図ることといたしております。の「団体運営費補助のあり方の見直し」ですが、事業費補助への移行の考え方から、団体運営補助は終期を定め段階的に減額することといたしております。しかしながら、設立初期段階において運営基盤が脆弱である場合や、協働のまちづくりに向けたパートナー育成支援のための団体運営補助については原則外として一部認め、終期を定めることといたしております。の「終期の設定(サンセット方式の確立)」ですが、終期を設定することとし、終期は通算3年以内を原則とすることといたしております。の「第三者機関の設置」ですが、補助金交付のあり方を客観的に判断する基準を策定し、公平・公正な審査・評価などを行うために、市民を含めた第三者機関を設置することといたしております。の「新たな制度への移行に伴う前年度繰越金の調整」ですが、事業実績において余剰金が発生した場合は、翌年度に繰り越し、翌年度補助金を減額調整することを原則といたしております。なお、自主財源のある団体については、事業費補助移行時に前年度繰越金を事業費とは切り離し、市の裁量権の範囲にないものとして取り扱うことといたしております。の「総額の抑制」ですが、9ページにかけて記載いたしておりますが、限られた財源の効率的・効果的な活用を図るため総額抑制を行うとともに、スクラップ・アンド・ビルドを原則に対応することといたしております。なお、協働のまちづくりなど市の施策として相当な効果が認められる補助金については、より効果的な交付を行うような方策を合わせて講じることといたしております。の「各種補助団体への関与の見直し」で

すが、市が事務局を行っている場合は、団体の自主的事業展開を促すために、団体の事務は団体の責任として担うことを原則といたしております。

「補助金の交付と見直しに関する基準」ですが、「別表1」に示します「補助金交付基準」に基づき、審査決定することといたしております。「別表2」に示します「補助金見直し基準（通算3年経過後の補助金の判断基準）」に基づき、通算3年以内で交付終了を原則としていますが、継続する必要が認められる場合もあり、継続、廃止等の見直しの判断をすることといたしております。

「6」のその他で、「負担金の見直し」について記載をいたしております。市が主体となっているもの、またそれ以外のものについても、再度設立、加入の意義・役割や効果等を検証し、脱退、解散を含め構成団体での協議や負担額の見直しの提案などを行いながら、補助金の見直しに準じて抜本的な見直しを行うことといたしております。

10ページをお願いいたします。「公募型・提案型補助金制度の検討」でございますが、限られた財源の中で、時代の変化に応じた新たな施策に対して効果的に補助金を交付し、決定のプロセスの透明性・公平性を確保するとともに、協働のまちづくりの観点から公共サービスの新たな担い手を創出するためには、補助金等を一つの手段として有効に活用することが重要になっており、一定の予算枠内での公募型・提案型補助金制度の創設などについて検討することといたしております。

11ページ以降は、別表を添付いたしておりますが、内容の説明は省略させていただきます。

以上が中間素案の概要でございますが、今後は行財政改革推進委員会からの答申、市民や議会の皆様のご意見等を参考にさせていただきながら、12月上旬を目処に策定する予定でございます。以上、簡単ではございますが、「行財政改革の取組みについて」報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

川上委員

今、飯塚市行財政改革実施計画第一次改訂版中間素案と、補助金等の見直しに関する資料中間素案、二つ報告がありました。そこで、12月上旬に策定をするということでしたが、12月上旬は具体的にはいつと考えてありますか。

行財政改革推進室主幹

現在、行財政改革の推進委員会のほうに諮問を行って、行財政改革の第一次改訂版につきましては意見提言書を答申していただく予定でございます。また、補助金のほうにつきましても答申書を作成していただく予定でございます。それがほしい、次回は12月3日を予定しておりますので、その後に答申という形になります。できるだけ12月10日前後には策定をしていきたいというふうには考えております。

川上委員

12月議会が今月30日から始まるんですが、一般質問の関係もあるんですね。10日ということになると、一般質問の通告を終わってるという時期かと思いますが、10日と決めているんですか。

行財政改革推進室主幹

できましたら12月定例会中の4常任委員会には報告させていただきたいというふうに思っておりますので、それに間に合うように策定をしていきたいというふうには考えております。

川上委員

「急ぐように」ということを言ってるつもりはないんですけども。それからですね、市民の意見募集を今、始めておるといことなんですが、現状でどれくらい意見が出ていますか。

行財政改革推進室主幹

今の段階ではまだ集計をいたしておりません。いろんなご意見等も頂いております。また、自治会等からも意見を頂いておりますが、まだ集計しておりませんので、今の段階ではまだ、何件というのは把握はいたしておりません。

川上委員

件数は結構ですけども、どういうルートから大体どれくらいというのがわかりませんか。

行財政改革推進室主幹

直接ですね、行革推進室のほうにご意見を頂くこともございます。また、各支所とか公民館、それから主な公共施設に意見書等を書いていただくように配付いたしておりますが、その回収をまだ行っておりませんので、現時点ではその内容についてはまだ把握していないということでございます。

川上委員

市民意見の集約は、いつするおつもりですか。

行財政改革推進室主幹

パブリックコメントに倣った手法で今、意見募集いたしておりますが、本日を締切ということにいたしております。明日以降、施設等を回りまして回収して、集計等をしていきたいというふうに考えております。

川上委員

それは、市民意見の集約はいつ完了しますか。

行財政改革推進室主幹

明日から回収いたしましてまとめていきますので、できる限り早くしたいと思っておりますがいつまでというのは今のところは決めておりませんが、できるだけ早く集計をしていきたいというふうに考えております。

川上委員

市民意見はこの中間素案に反映させるつもりがあるんですか。それとも、一応そういう意見があったということなんですか。

行財政改革推進室主幹

この中間素案に生かすということではなくて、この中間素案に対しましていろんなご意見を頂いております。最終的に第一次改訂版を策定する段階で、市民の皆さんのご意見等を参考にしながら策定していきたいというふうに考えております。

川上委員

そうすると、行革推進本部の答申が12月3日ぐらいに出るんでしょ。で、行革推進本部の検討にこの意見は使うんですか。それとも、答申が出て、12月3日から10日までの間に使おうと考えてるんですか。どちらですか。

行財政改革推進室主幹

12月3日に行革の推進委員会、附属機関である推進委員会を開催する予定でございます。それを最終ということで、それが終わりました意見提言書、また補助金に対する答申書を3日以降に提出していただきまして、その後、市民の皆様のご意見、推進委員会からの意見提言等を参考にさせていただきながら、行革の推進本部会議で決定をしていきたいというふうに考えております。

川上委員

くだいと思われるかもしれないけれども、わかりにくいんですよね。市民意見はどういった形で、いつ、市としては参考にするんですか。推進委員会が12月3日に最後、あるんでしょ。それから何日か、準備する時間が必要のわけでしょう。で、答申があって、基本的にはあなた方、答申どおりに決定するんじゃないですか。そうすると、市民意見は全然反映されない

ということになると思いますけど、どうですか。

行財政改革推進室主幹

推進委員会では、この中間素案に対しまして意見提言書を作っていただくようにしております。この改訂版そのものを答申していただく予定はございません。この推進委員会からの意見提言書、また、市民の皆さんからのご意見等を参考にさせていただきながら、最終的には行財政改革推進本部会議で決定をしていきたいというふうに考えております。

川上委員

じゃあ、その市民意見、どのくらいのボリュームになるかわかりませんが、これは推進本部の皆さんの手には、いつ渡るんですか。

行財政改革推進室主幹

推進本部会議の下部組織で幹事会、関係部署等が委員である幹事会等もございます。できる限り、市民の皆さんからのご意見につきましては事前に配付して、その後に会議を開催していきたいというふうに考えております。また、推進委員会からの意見提言書は3日以降になると思いますので、それにつきましても答申を頂き次第、事前に委員のほうにお配りして意見を集約しながら、最終的には推進本部会議で決定をしていきたいというふうに考えております。

川上委員

3日というのは木曜日なんですよ。で、4日が金曜日でしょう。5日が土曜日で6日が日曜日という感じなんですよ。本部会議は1回しかしないんですよ。1回で決めるんでしょう、今のところ、その説明から言うと。だから、今の話から言うと、どれくらいのボリュームかわからないけど市民意見が来たものを配付して、二、三日しか時間がなさそうだけど、それを読んで1回の本部会議でもう決めるということになるんですね。だいたいそういう流れですか。

委員長

暫時休憩します。

休憩 14:05

再開 14:06

委員会を再開します。

行財政改革推進室主幹

3日以降に答申を頂いて、市民の皆さんからのご意見等を参考にさせていただきながら本部会議で協議していくわけですが、1回で終わらなければ、当然2回3回という形で開催をしていきたいというふうに思っております。当初に申し上げましたように、定例会中の、できれば4常任委員会に報告したいということで、それに間に合うように策定をしていきたいというふうに考えております。

川上委員

市長、そもそも市長が就任された年の秋の行革大綱と実施計画は、推進委員の皆さん、とりわけ、傍聴してましたらね、副会長さん、九大の先生が、こんなにバタバタと決めていいのかと思う、1年後には見直しを、市民の意見を聞いてしなければならんということを発表されたくらいですよ。あなた方は、同じことをまたやってるわけですよ。バタバタとね。それで、最初は12月上旬、12月10日と言われた。今度は、先ほどから言ってるけど、12月会期中の4常任委員会に間に合うように、と。このあいだも発言したことがあると思いますけど、自民党と公明党の政治は終わったじゃないですか。政権は終わったでしょう。全てが良い方向を向いてるわけじゃないと思うけれども、新しい政治の模索が始まっている。国の事業仕分けだって12月一杯までかかるでしょう。で、齊藤市長の任期だって4月の22日まででしょ。市長選挙も18日にある。こういう時に、なぜそんなに急いで、市民意見も十分聞けないような状況の中で押し切っていこうとするのか、これがわからない。どうしてそんなに市長、急がれる

んですか。

行財政改革推進室主幹

行財政改革のさらなる取組みの必要性につきましては、以前の総務委員会の中でもご説明をしてきたと思っております。平成22年度に単年度の財政収支を黒字化するということが目標で、平成18年度から取り組んでおります。これにつきましては、今、行財政改革の効果額は計画額を上回っておりますが、今年度の当初予算でも基金を取り崩した中で収支バランスをとっているのが現状でございます。どうにかして収支バランスを早期にとるために、更なる行革に取り組んでおります。今言われましたように、できるだけ市民の皆さんのご意見、これも平成18年度からタウンミーティング等でもいろんなご意見等も頂いておりますし、いろんな会合等に出ました中でもいろんなご意見を頂いております。そういう中で、できる限り市民の皆さんのご意見等も参考させていただきながら策定をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

川上委員

だいたい、市長、よく考えたらいいと思うんですよ。5カ年計画で129億円でしょう。そして、現在の段階で計画額を39億円も上回ってるんですよ。それでも飯塚市政が沈没するというのであればね、あなた方、総辞職しなきゃいけないでしょう、はっきり言って。そして、第一次改訂版を考えるけど、数値目標も定まらないということでしょう。それは定まらないでしょう、国だって大きく新しい政治に向かって動いているわけですから。あなた方は古い自民党、公明党の政権のもとでの自民党に推された市長のもとでね、昔の路線で来てるわけでしょう、構造改革主義だとか民営化市場主義の流れの中で。そういう転換点に今、立っている時に、落ちていてものを考える必要がある。市長、そういうふうに思いませんか。

委員長

暫時休憩します。

休憩 14:10

再開 14:21

委員会を再開します。

行財政改革推進室主幹

先ほど、12月3日に行革の推進委員会を開催いたしまして意見提言書を頂いてということで答弁させていただいております。これにつきましては、だいたい4回目の開催になります、12月3日です。これも1回で、12月3日だけで終わるかどうか、今のところわかりません。できる限り事務局としましては3日に終わりたいと思っておりますが、これがあと1回2回ということで協議が続くことも予想されます。そうなれば、当然12月の定例会中の常任委員会のほうには報告はできません。1月、または2月という形になるかもしれませんので、またその際には経過等につきまして総務委員会等にご報告させていただきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

川上委員

じゃあ、あと二、三だけお尋ねをしておきます。第一次改訂版の中間素案の1ページなんですけど、この中で、なぜこれが必要かということを書いたくだりの中にですね、中ほどに、児童クラブ使用料や保育所保育料の見直しについても、子育て支援策の充実を図る観点から実施いたしておりませんと書いてあるんです。これは値上げをしなかったということなんだろうけれども、このようにあなた方が急ぐということは、来年4月から、この二つについて値上げを考えているということなのかどうか、お尋ねします。

行財政改革推進室主幹

先ほどの推進項目、一番最後にご説明した分でございますが、実施計画で未実施の推進項目

というのを説明させていただきました。これにつきましては今、質問委員が言われましたように、児童クラブの使用料等が実施を先送り、実施いたしておりません。これにつきましては、現段階ではここに書いておりますように「本市が目指すまちづくりの方向性を念頭に置いた中で」ということで、今、子育て支援策の充実を図っているところでございますので、現時点ではその値上げについては考えてはおりません。

川上委員

それから、今年から3ヵ年延長して、平成25年までの5ヵ年計画にすることなんですけど、その間に130人、新たに職員を減らすということが、ポンと書いてあるんですね。ここには、表題のサブタイトルをあえて付けたんだというふうに言われましたけど、市の人口がどうなるのかだとか、それから年齢構成がどういうふうになるのか、高齢化人口どうなるのかとか、そういったことが検討されて130人とか、この数字は出てきておるのかという、そうじゃないでしょう。だから、乱暴すぎると思うんだけど、この130人について、退職勧奨を急いでやるということでこんなに策定を急いでいるのか、その辺をお尋ねします。

行財政改革推進室主幹

この定員適正化計画の策定実施の中で、先ほど申しましたように、平成21年度、今年度と比べて12.9%、130人削減することといたしております。これにつきましては、現行の実施計画と同じような考え方でございますが、定年退職者の方、また、その他、普通退職等もございまして、だいたい辞めた方の、事務職等の3分の1程度を採用する中で、130人という数字を出しております。なお、一つは早期退職勧奨制度、これにつきましては平成22年度に実施する予定でございます。この本文中に、も記載いたしておりますように、平成23年度、これは電算のリプレースを予定いたしております。その際に、支所・本庁を含めた中で総合窓口化を検討することといたしておりますので、それに併せまして抜本的な組織機構の見直しを検討しているところでございます。それに併せて退職勧奨制度を平成22年度に実施することといたしております。そういうものを定年退職者、また退職勧奨制度を合わせまして130人、採用もプラスマイナスした中で130人を削減する予定にいたしております。

川上委員

要するに、現在の職員からは130人を大幅に超えた削減を考えるとということを言われてるんですね。それで、今ちょっと、いくつかだけ言いましたけど、こんなに急ぐ必要はない。くどいけれども、国の予算の骨格も整理されている段階、それから地方財政計画だって出ていない段階でね、5年先に自分のまちがどういう環境になっていくのか、変わっていくかをイメージせずに、なぜこんなに急がないといけないのか。私は、齊藤市長が自分の任期はあと何ヵ月ということ繰り返して言ってるけど、こういう時には動く時じゃないと思うんですよ。やっぱり少なくとも国の骨格が決まり、そして飯塚市の5年後もね、将来のイメージが展望できる状態のもとで、今までの、私に言わせれば逆回転の住民犠牲の行財政改革を総括した上で、本来あるべき市民が求める行財政改革をするという方向に考え直す必要がある。この点を指摘してですね、急ぐべきではないと重ねて申し上げて、質問を終わります。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「災害義援金等について」報告を求めます。

会計管理者

災害義援金等について報告いたします。7月の豪雨による災害に伴います災害義援金等につきましては、先日の委員会で報告をしておりますが、その後、県の義援金等が寄せられまし

て、10月13日現在で義援金481万652円、寄付金490万4千円、預金利子45円、合計971万4,697円となっております。義援金481万652円の用途及び配分については、10月15日に災害義援金品等配分検討委員会が開催されたところでございます。委員の構成ですが、市の幹部6名と、市民代表として自治会、農業委員会、商工会議所、商工会、社会福祉協議会の各代表5名で構成されています。委員会では県の配分基準を参考とし、全壊家屋を中心に義援金の用途・配分が決定されております。内訳といたしまして、全壊家屋の解体費用充当分として278万2,500円、全壊家屋に居住していた5世帯に対し見舞金1世帯あたり30万円、合計150万円を配分、残額52万8,152円につきましては浸水地域への災害用資機材備蓄費に配分することとなっております。以上、簡単ですが、災害義援金等について報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

以上をもちまして、総務委員会を閉会いたします。大変お疲れ様でございました。